

令和7年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第5号

令和7年3月14日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	畑岡洋二君
副議長	9番	田村幸子君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	8番	内桶克之君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	石松俊雄君
	18番	大貫千尋君
	19番	大関久義君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市立病院事務局長	木 村 成 治 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	菌 部 恵 一 君
会 計 管 理 者	西 山 浩 太 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君
秘 書 課 長	甘 利 浩 行 君
秘 書 課 長 補 佐	鈴 木 俊 明 君
環 境 政 策 課 長	大 内 光 広 君
環 境 政 策 課 長 補 佐	鈴 木 晃 君
脱 炭 素 推 進 室 長	藤 枝 諭 君
社 会 福 祉 課 長	瀬 谷 昌 巳 君
社 会 福 祉 課 長 補 佐	高 松 繁 樹 君
高 齡 福 祉 課 長	金 木 和 子 君
高 齡 福 祉 課 長 補 佐	伊 藤 浩 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	久 保 田 真 智 子 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 補 佐	増 渕 由 美 子 君
保 険 年 金 課 長	町 田 健 一 君
保 険 年 金 課 長 補 佐	豊 田 信 雄 君
農 政 課 長	菊 地 恵 一 君
農 政 課 長 補 佐	須 藤 辰 紀 君
水 道 課 長	古 木 滋 君
水 道 課 長 補 佐	川 松 信 一 君

## 出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

---

## 議 事 日 程 第 5 号

令和7年3月14日（金曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時00分開議

### 開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をいたしましたことを申し添えておきます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

---

### 議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第5号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番鈴木宏治君、5番川村和夫君を指名いたします。

---

### 一般質問

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも、分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、11番林田美代子君の発言を許可いたします。

林田美代子君。

[11番 林田美代子君登壇]

○11番（林田美代子君） 11番、日本共産党の林田美代子です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で一般質問を行います。

まず最初に、大項目1、だれもお金の心配なく医療が受けられるように（新しい国民健康保険制度の運用について）、質問いたします。

国民健康保険制度は、憲法13条や25条に基づく、人々の命、健康を支えている受療権を保障する社会保障です。しかし、保険税の分担能力が乏しく、被保険者にとって受療権を損なうような厳しい運用が行われていると言わざるを得ません。

笠間市で健康保険税を払いたくても払えず滞納したために、その制裁の措置として保険証が返還された市民からお話を伺ったことがあります。保健証代わりに、医療機関で受診した場合、窓口で一旦費用の10割を負担しなければならない資格証明書が交付された方です。病院へ行かないと、声を大きくしていました。医療抑制が起きるわけです。医療機関にかかれず、重症化、死亡する事例が各地で起こっております。大きな問題になっております。国民皆保険制度から、受療できない人が生まれる、幸せに生きる権利を奪う制裁措置はあってはいけないと思います。

2024年12月2日以降は、従来、滞納世帯に発行されていた短期保険証、資格証明書が廃止され、代わって特別療養費の支給者であることを示す資格確認書が発行されることにな

ります。この運用がどのようになるのか、心配です。

以下、このような立場から質問いたします。

まず、小項目①です。令和5年度国民健康保険税の滞納世帯の状況（国保世帯数、滞納世帯数、短期被保険者証交付世帯数、被保険者資格証明書交付世帯数）について伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 11番林田議員の御質問にお答えをいたします。

令和5年度末の国保の世帯数は1万535世帯で、そのうち滞納世帯数は700世帯となっております。滞納世帯のうち、令和3年度までの保険税に滞納があり有効期間を短くした短期被保険者証の交付世帯数は231世帯でございます。さらに、3回の納付相談及び弁明の機会にも応じず納付がない場合、窓口で一旦10割負担していただくこととなる被保険者資格証明書の交付世帯数は52世帯でございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 滞納世帯数の割合、被保険者資格証明書交付世帯数などの状況を伺いましたが、滞納世帯数の割合が13%と、令和3年度、令和4年度と比べても同程度と、依然として高い状態であることが分かりました。

次に、小項目②に移ります。

小項目①の世帯の中で、滞納世帯、それから短期被保険者証交付世帯、被保険者資格証明書交付世帯のそれぞれの所得区分の状況はどのようになっていますか、伺います。それぞれ、ゼロから100万円未満、100万円から200万円未満、200万円以上の3区分でお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 令和5年度の滞納世帯700世帯のうち、所得100万円未満は395世帯で56.4%、所得100万円以上200万円未満は116世帯で16.6%、所得200万円以上は114世帯で16.3%でございます。

なお、10.7%に当たる75世帯が、未申告などにより所得不明でございました。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 所得分布では、税の負担能力の比較的低い世帯の滞納所帯となっていることが分かりました。

次に、小項目③に移ります。

保険税の軽減や減額免除措置を受けている滞納世帯数はどれくらいあるのか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 令和5年度末の状況でお答えをいたします。

まず、法定軽減を受けている滞納世帯数につきましては、世帯の所得及び人数を基に判定される低所得者世帯として、均等割額の7割、5割、2割の軽減を受けていた滞納世帯数は340世帯で、その内訳は7割軽減世帯が218世帯、5割軽減世帯が69世帯、2割軽減世帯

帯が53世帯でございます。また、未就学児に係る均等割額の5割軽減を受けていた滞納世帯は29世帯でございます。

次に、特別な事由等による減免の滞納世帯数につきましては、主に未就学児を除く高校生世代までの子どもの均等割5割の減免を受けていた世帯で58世帯でございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） さらに、軽減減免制度は被申告型、申告型と様々ありますが、それでも滞納が発生することは、税の負担能力が低い世帯であることが示していると考えられます。

次に、小項目④に移ります。

短期被保険者証や資格証明書交付世帯のその後が問題です。窓口負担が10割のため医療機関にかかれず、症状を悪化している世帯が生まれているのではないかと、気になります。

令和5年度における「短期被保険者証」及び「資格証明書」交付世帯のその後の状況はどのようになっているか、伺います。例えば、正規の保険証に戻っているのか、それとも生活保護受給など保護されているのか、医療機関にかかれず苦しんでいる人がいるのではないかなど、答弁をお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 令和7年2月末現在の状況で申し上げます。まず、短期被保険者証の交付世帯数は160世帯で、令和5年度末と比較しまして71世帯減少しております。また、被保険者資格証明書の交付世帯数は68世帯で、令和5年度末と比較して16世帯増加をしておる状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 医療機関にかかれず重症化させてしまうなどということは、社会保障制度ではあってはいけません。払いたくても払えない。資格証明書の発行はやってはいけないと考えます。

次に、小項目⑤に移ります。

12月2日以降、短期被保険者証及び資格証明書の仕組みが廃止されます。

2024年12月1日時点の「短期被保険者証」及び「資格証明書」交付世帯には、これらに代えてどのような対応をするのか、また「マイナ保険証」ではどうか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 2024年12月1日時点で交付している期限付の短期被保険者証につきましては、有効期間が4か月の場合は2025年3月末まで、6か月の場合は8月に発行しておりますので、2025年1月末までとなっております。その有効期間満了以降は短期被保険者証の制度が廃止となり、新たな発行はございませんので、資格確認書及びマイナ保険証とも、その有効期間は一般の被保険者と同じ、2025年7月末日までとなっております。

また、被保険者資格証明書につきましては、交付時点において一般の被保険者と同じ2025年7月末までの有効期限となっており、マイナ保険証の場合においても同様でございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 特別療養費の支給世帯の子どもや受診の必要を訴えている滞納者に発行される臨時の資格確認書は、どのような手続、方法で発行されているのか。特に、受診の必要性を訴えている滞納者は、受診の都度、市役所の窓口申請に行かなければならないのが問題になります。仮に、受診の必要性を訴えている滞納者は、その都度、市役所の窓口申請に来てもらうという運用は、受診を控えて症状が悪化させる人を増やすのではなく、特に感染症が増えている近年ではパンデミックを助長する恐れがあります。特別療養費の支払いではなく、通常の資格確認書を発行すべきと思います。

次に、小項目⑥に移ります。

厚生労働省の資料によりますと、2008年の後期高齢者保険制度では、制度発足以降、2024年12月1日まで滞納者に対し被保険者資格証明書を発行せず、短期被保険証が発行されてきたということです。国民健康保険制度との運用の違いははっきりしています。その理由・考え方は何でしょうか、伺います。12月2日以降はどのような運用になるのでしょうか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 後期高齢者医療制度における資格証明書の交付に関しましては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、被保険者の収入や生活状況等に応じてきめ細かい対応を図った上で運用するよう厚生労働省が示しており、茨城県後期高齢者医療広域連合においては、収納対策としての短期被保険者証の交付を第一とし、原則として資格証明書は交付しておりません。

12月2日以降は短期被保険者証が廃止となり、資格証明書に代わって同様の制度である特別療養費となりましたが、この運用においても厚生労働省が示すとおり、茨城県後期高齢者広域連合においては、これまでの資格証明書と同様の運用としております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 厚労省の資料によりますと、後期高齢者健康保険制度では、受診抑制が起きると命に関わるという高齢者の実情に基づいて、全保険者に資格確認書を交付すると理解しています。受診抑制が起きると命に関わることは、国民健康保険制度で変わりはありません。それは、後期高齢者医療制度ではできて、国民健康保険制度ではなぜできないのか、明らかに差別しているということになりませんか。人間の尊厳を保障する制度において、人間の尊厳を傷つけるような運用ははっきりとやめるべきです。

次に、小項目⑦に移ります。

国民健康保険法等の改正により、2024年12月2日以降、滞納者から保険証を返還させて、

被保険者資格証明書を発行するスキームに、短期被保険者証の仕組みが廃止されました。それに加えて、窓口10割負担の特別療養費の支給の仕組みに一本化されました。そのために、運用次第では、窓口10割負担の特別療養費の支給であることを示す資格確認書被保険者が増えているのではないかと危惧されます。短期被保険者証は、国保と後期高齢者保険制度の両方において滞納者への受療制限と警告、圧力との手段として使われると同時に、いきなりの10割負担を回避する緩衝材や臨時的な救済の仕組みとして役割を果たしてきました。改正マイナンバー法では、1年以上の滞納者に保険証の返還を義務づける規定はなくなりました。

新たに生じる滞納者に対し、短期被保険者証の仕組みに代えてどのような対応をするのか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 医療機関等の窓口において一旦10割を負担していただく特別療養費の支給につきましては、保険料を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、長期間にわたり滞納している世帯等について納付相談の機会を確保するため、これまでの資格証明書に代わる制度でございます。従来は有効期間を短くした短期被保険者証を交付することにより、有効期間満了に合わせて納付相談を実施してまいりましたが、短期被保険者証が廃止となった今後についても定期的に納付相談を行い滞納の解消を図るとともに、事業の休廃止や病気などといった特別な事情をしっかりと把握してまいりたいと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、小項目⑧に移ります。

厚生労働省は2024年12月2日から、法改正で市町村には滞納制裁を発動する前に、納付勧奨、相談機会の確保、その他保険料の納付に資する取組を行うことを義務づけ、短期保険証が廃止されても滞納の接触の機会を設けるようにし、保険税の納付困難な特別な事情がないか確認することを、自治体に求めています。国はその手続の詳細を定めた通知等を発令することになりました。

厚労省国保課の2024年9月20日付都道府県宛て（通知）「国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置の取り扱いについて」、どういう内容なのか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 御質問の国からの通知につきましては、国民健康保険法の改正により被保険者資格証明書を交付する仕組みが廃止されることに伴い、特別療養費の支給を含め保険料を滞納している世帯主等に対する措置の取り扱いについて、留意点をまとめたものでございます。

基本的な考え方として、特別療養費の支給については、事業の休廃止や病気など保険料

を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず長期にわたり滞納している世帯等について納付相談の機会を確保するために行うものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこととされております。一方で、国民健康保険においては、収納率の向上は極めて重要であり、悪質な滞納者については従前どおり滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めることとされております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） この通知では、特別療養費の支給、すなわち10割負担の制裁について、事業の休廃止や病気など保険税を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず長期にわたり保険税を滞納している世帯主に対し納付相談の機会を確保するために行うものであることを強調し、機械的な運用はせず、特別な事情の有無の把握を適切に行った上で行うものであることを、何度も強調しています。その上、特別事情の事例を挙げ、さらにいきなり制裁を加えることなく、よく生活実態の把握をするとともに、保険税免除、徴収猶予の制度があることを知らせ、生活困窮を救済する制度を紹介する自治体に要請しています。

次に、小項目⑨に移ります。

払いたくても払えない滞納者全員に資格確認書の交付を。また、マイナ保険証でも同等な対応を求めます。

その理由として、1、保険証の取上げは義務化されていないこと。2、後期高齢者制度において資格証明書を原則発行しない運用を今後も継続し、これを周知徹底することとし、受診抑制が命に関わることは国保加入者においても同じであること。3、滞納者に高額な延滞金という制裁が課せられ、それだけでも担保能力の低い人にとっては経済的負担が厳しい滞納金の納付計画を余計困難にすること。4、窓口10割負担の特別療養費の支払いであることを示す資格確認書や、大人の臨時資格確認書の交付は受診抑制を招き、そのために近年増加している感染症のパンデミックにつながります。多くの人命が損なわれ、何倍もの経済的損失を招く恐れもあります。5、旧制度で水戸市や土浦市など9市町村では、資格証明書を発行しない運用が行われています。そのほうが滞納者は納税計画を立てやすいことなどです。

この見解を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 資格確認書につきましては、マイナ保険証をお持ちでない方全員に交付することになっており、国民健康保険税の滞納の有無による有効期間の違いはございません。また、マイナ保険証を利用される場合の有効期間についても同様で、滞納の有無による違いはございません。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 特別療養費の支給を条件にした納付勧奨は、冒頭も申し上げ

ましたとおり、受診抑制につながり、人間の尊厳を傷つける非人道的なやり方であることを理解していただきたいと思います。また、国保会計は被保険者の減少により、給付が減少しています。国保税の減額によっても、滞納を防ぐことができると考えます。この検討をお願いします。

次に、大項目2に移ります。核兵器廃絶の声を日本の隅々からに移ります。

今年、あの悲惨なアジア太平洋戦争の敗戦と、広島、長崎に原子爆弾が落とされて80年を迎えます。この兵器の強烈な熱線と放射能線、超高圧の爆風が複雑に作用して、その年の12月末までに広島では約14万人、長崎では約7万4,000人が亡くなられたと推計されています。正確な数字は分かっていませんが、今日まで両市合わせて54万人を超える人が、この爆弾を原因に亡くなられています。今後、さらに増えていくものと考えます。

私ごとになりますが、私の両親は長崎市内で被爆しました。私は、被爆二世になります。現在でも、多くの方々がこの放射線や胎内被爆による障害のために苦しんでいます。原子爆弾、核兵器は、悪魔の兵器です。絶対悪の兵器です。もう二度とこの非人道的な兵器を使われることがあってはなりません。そういう立場から質問いたします。

最初、小項目①に移ります。

スウェーデンのストックホルム国際平和研究所によりますと、2024年1月の時点で、米露など9か国が1万2,000発以上核兵器を保有し、そのうちの多くが数分内に発射可能な高度警戒体制に置かれているということです。意図的でも偶発的でも使われてしまったらと思うと、恐ろしいものです。核弾頭の頭数は減っているものの、運用可能な核弾頭頭数は年々増え続けており、増加傾向は今後も加速する可能性は高く、先行きが大変不安な状況です。

そのような状況の中で、核兵器禁止条約が1996年に起草され、2017年7月に国連総会で賛成多数で採択され、2020年10月に発効に必要な50か国の批准に達したため、2021年1月22日発効しました。2024年11月10日現在、署名国98、批准国73に達しています。そして、この条約の国連総会への採択を含め、条約の批准には核兵器廃絶国際キャンペーンの貢献が大きいとされ、同団体は2017年10月6日、ノーベル平和賞を受賞しました。さらに、日本原水爆被害者団体協議会も昨年、2024年にノーベル平和賞を受賞したことは記憶に新しいところです。

核兵器廃絶は、国際世論になりました。核兵器禁止条約は、核兵器の開発、実験、製造、取得、威嚇などを包括的に禁止したものです。核兵器とその実際の影響に苦しんできた無数の犠牲者と被爆者の願いが、実を結んだものです。核兵器保有国は加入していず、日本は唯一の被爆国でありながら反対し、署名、批准していません。今年3月の核兵器禁止条約第3回締結国際会議に、オブザーバー参加もしませんでした。大変残念なことです。

小項目①、「核兵器禁止条約」の意義をどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 11番林田議員の御質問にお答えをいたします。

核兵器禁止条約の意義についての御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、この条約は核兵器の開発、試験、製造、保有、使用及びその使用の威嚇を禁止する国際的な枠組みであり、国際社会が核兵器廃絶に向けて協力する重要な条約であると認識をしております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 日本放送協会が2020年11月に実施した世論調査では、全体の半数以上が、日本がこの条約に加わるべきだと回答しています。日本政府が核兵器禁止条約に批准するためには、もっともっと世論の後押しが必要です。非核平和都市宣言を出している都道府県を含めた実態数は、2024年10月8日現在1,671団体と、全自治体1,788団体の93%に上っています。核兵器廃絶の世論形成に大きな働きをしているのではないかと思います。しかし、この事実、声を日本政府はどのように受け止めているのでしょうか。歯がゆい思いがします。

次に、小項目②に移ります。

笠間市では、平成18年（2006年）、新しい笠間市発足後1年目の9月22日、笠間市議会決議で非核平和都市宣言が出されています。この内容は大変すばらしく、多くの人に読んでもらいたいと思いますが、この宣言の意義をどのようにお考えでしょうか、見解を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 非核平和都市宣言の意義についての御質問でございますが、笠間市の非核平和都市宣言につきましては、旧笠間市、旧友部町が合併前に宣言を行っていました。その後、平成18年第2回定例会において議員提案により再度、全会一致により決議されたものでございます。

我が国は世界で唯一の被爆国であり、核兵器廃絶を全世界に訴え続ける必要があります。また、平和を保つことは、何よりも大切です。このような背景から、非核平和都市宣言を行ったことは意義があると認識をしております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 笠間市議会議決、非核平和都市宣言は、私たちの未来に大切なことが書かれているのに、日常的になかなか市民の目に触れるような状態になっていません。これは、とてももったいなく、大変残念なことです。

小項目③に移ります。

来庁した市民や国民がこの宣言に常時触れ、考えるきっかけになるように、本庁舎、支所、公共施設の適切な場所に笠間の石材を使って「非核平和都市宣言」の記念碑を建立す

ることを検討していただけないかと思えます。御見解を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 笠間の石材で非核平和都市宣言の記念碑の建立をというような御質問でございますが、現在、本市では、非核平和都市宣言をはじめ様々な都市宣言を行っております。記念碑の建立の主な目的は、市民への周知であると認識しています。

しかし、多様化が進む社会において、今後、新たな宣言を行う可能性も考えられます。そのたびに記念碑を設置することは、その設置費用や設置場所の問題から難しいと考えております。

記念碑の建立にこだわらず、戦争放棄や核兵器廃絶の意義、平和を訴える市民運動への協力などを通じて市民に周知を図っていきたいと考えております。このような理由から、現時点では、非核平和都市宣言の記念碑の建立は考えておりません。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 考えてはいないということですか。ぜひ、再度検討していただきたいと思えます。

次に、小項目④に移ります。

非核平和都市宣言の存在が分かりにくいことは笠間市のホームページと同様で、関心のある人にとっては、文字入力にその存在すら知られないで過ぎてしまうでしょう。

笠間市のホームページに尋ねられた人が誰でも非核平和都市宣言に関心が向き本文に触れる機会を高めるよう、笠間市ホームページの第1ページに「非核平和都市宣言」へのアクセスのための表示をしていただきたいと思います。見解を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 笠間市のホームページの第1ページに非核平和都市宣言のアクセスの表示をというような御質問でございますが、現在ホームページでは、市政という大項目の中で市のプロフィールの都市宣言に非核平和都市宣言を掲載し、本市の特色が分かりやすいページ構成としております。

市では毎年、戦没者を追悼し平和を祈念するための笠間市戦没者追悼式や茨城県反核平和の日リレー、原水爆禁止国民平和大行進などへの協力など、核廃絶と平和の尊さを訴えるための取組を行っております。これらの活動を通じて、市民の平和意識を高めることを目指しています。このような取組と併せて、ホームページなどを活用して市民の平和意識の向上を図ることを継続していきたいと考えておりますが、御提案の第1ページへの表示については考えてございません。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 少し残念ですけれども、世界の8,400以上の都市でつくる非

政府組織（NGO）平和首長会議の香川剛廣事務総長が、このように言っています。「核の非人道性を若い世代にしっかりと認識してもらい、核兵器はいらないという意識の基礎にしてほしい」と話されています。全く同感いたします。

笠間市の非核平和都市宣言も、その役割を果たしていると思います。ぜひ、笠間市の支援をさらにお願いたして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 11番林田美代子君の一般質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

午前10時45分休憩

---

午前10時55分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番坂本奈央子君の発言を許可いたします。

〔6番 坂本奈央子君登壇〕

○6番（坂本奈央子君） 6番、かさま未来の坂本奈央子です。議長より許可をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。質問は、一問一答方式で伺います。

大項目1、高齢者見守り体制の整備について。

国立社会保障・人口問題研究所が昨年11月に公表した日本の世帯数の将来推計によると、独り暮らしをする65歳以上の高齢世帯の割合は今後増え続け、2050年には半数近い都道府県で50%以上が世帯主が65歳以上の世帯となるとのことで、身寄りのない高齢者が増えるため、地域の問題として先を見越した対応が必要になると指摘しています。

笠間市においても高齢化が進む中で、高齢者を取り巻く課題は多様化してきています。これに対応すべく、市では高齢者を多方面から見守り、住み慣れた地域で安心して日常生活を継続できる環境を整えるとして、高齢者の見守り体制を整備する事業を実施しています。そこで、来年度取り組む事業はどのような内容なのか、幾つかの事業について伺います。

小項目①、身寄りのない高齢者支援事業について。

この事業については、先日益子議員が質問されておりますが、益子議員の質問と重複しない点について伺いたいと思います。

初めに、市内における身寄りのない高齢者の数は把握されているか、またその人数はどのくらいか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 6番坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、独り暮らしの高齢者につきましては、毎年民生委員が独り暮らし世帯や高齢者のみ世帯を訪問し、見守り支援表を作成しております。この見守り支援表は、毎年全ての個

表について内容を更新しております、昨年度末の独り暮らし高齢者数約3,000人のうち、新規対象者などを含め内容確認を終えたものが2,600件ございまして、その中で緊急連絡先に親族の記入がない方が約200名いらっしゃいますので、その方が身寄りのない高齢者に該当すると思われまます。

なお、支援票は年間を通して作成しておりますので、それらの作成作業を終えた年度末時点には、対象者はもう少し増加するものではないかと見込んでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 民生委員が個表を作っていたいただいて、その人数なども把握されており、毎年ちゃんと更新されているということで、民生委員たちの活動には頭が下がるばかりなんですけれども、市ではこれまでも親族等緊急連絡先がないという方が200名おられるということで、それが増えるということなんですけれども、市ではこれまでも高齢者の見守りなど独り暮らしの高齢者などに対して支援をしてくれておりますが、現在実施している支援としてはどのようなことがあるか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 現在行っております独り暮らしや身寄りのない高齢者の方に対する支援といたしましては、見守りあんしんシステム事業等において、自宅に緊急通報装置を配置し急病などに備えるほか、地域包括支援センターでは、社会福祉協議会への委託により介護サービスを利用していない85歳以上の独り暮らし高齢者宅を訪問し、状況確認や相談支援を行っております。また、見守り協定を締結している民間事業者や地域の協力者によりまして、身近な高齢者等の異変に気づいた際に連絡をいただくなどの見守りを行っていただいております。

民生委員には社会調査による状況把握のほか、日頃から気になる方の見守りなどを行っていただいております。社会福祉協議会では、75歳以上の独り暮らし高齢者に対する安否確認も兼ねた配食サービスや、ボランティアによる電話での見守りなどを行っている状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 様々な見守り活動を行っていただいているということなんです、それに加えて、来年度は新たに身寄りのない高齢者に対する総合相談と契約による入院時の身元保証や葬儀、納骨などの支援を一体的に実施するということなのですが、これは新規事業ということで予算額1,474万5,000円を設定しております、この予算の内訳はどのようなことか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 市では、従来から地域包括支援センターの相談の窓口業務について、市民の利便性に配慮しまして地区ごとに窓口を設置するとともに、85歳以上の介護サービス等を利用していない独り暮らし高齢者宅の訪問業務を社会福祉協議会に委

託をしており、こちらの予算について介護保険特別会計において予算措置をしております。

今回、身寄りのない高齢者の支援事業を開始するに当たりましては、そうした従前の仕組みを活用しまして、さらに独り暮らし高齢者全般の総合相談を一体的に行うことによって、様々な角度から支援する体制を構築したものでございます。本事業の予算として令和7年度の予算額を申し上げますと、一般会計において、先ほど議員おっしゃいました、身寄りのない高齢者支援事業委託料として1,474万5,000円、それから介護保険特別会計において窓口業務委託料1,250万円で、合計は2,724万5,000円となります。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今の御説明にありました、こちらの、私が申したその予算額は、委託料ということで社会福祉協議会へ委託するという事なんですが、現状既に高齢者に対する支援を行っていただいている社会福祉協議会の人件費等は介護保険のほうからも繰り出しているということで、社会福祉協議会のスタッフの方がこの事業にも対応いただくということで分かりました。

では、窓口としてかさま安心サポートセンターを設置するとのことですが、これはどこに設置して、窓口となる担当者はどのようなことになるか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） かさま安心サポートセンターによる相談窓口は、社会福祉協議会の本所内に設置をいたします。

また、相談を担当する職員といたしましては、社会福祉士や社会福祉主事の資格を有し、相談業務の経験が豊富な職員を社会福祉協議会の本所、笠間支所、岩間支所に1名ずつ配置をいたします。そのほか、社会福祉協議会の自主事業として相談業務に当たっている職員とも連携し、相談支援を行っていく予定でございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 資格を所有した方が各地区で窓口対応していただけるということなので、安心して御相談に行っていただけるのではないかなと思います。いわゆるおひとりさまで近しい親類や家族がいないという方にとって、高齢になってからの課題としては、病気になったときのことから始まり、介護や入院、そして終末期の葬儀や遺品整理のことまで、いろいろなことが考えられます。それらの課題が起こったときに、その課題解決をお手伝いしてくれる、サポートしてもらえるということを御自分が健康なうちに、判断できるうちに、前もって相談してお願いしておくことができるというサービスなので、このサービスは今後ニーズが高まっていくと考えられます。

国としても、厚労省が地域共生社会の在り方検討会議において、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について必要な支援の在り方の検討を進めるとしておりまして、その事業の中で9自治体においてモデル事業を実施しているということです。その多くが、やはり市でも取り組もうとしている社会福祉協議会を通じてサービスを提供する事業とい

うことですので、それらのモデル事業の進捗なども参考にしながら進めていただきたいと思います。また、検討会議では、身寄りがあっても家族、親族との関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とするものではないことに留意する必要があるとしておりまして、ぜひ市においても、その点にも留意して対応していただけるようお願いしたいと思います。

小項目①を終わります。

小項目②、高齢者支援情報共有システム運営事業について。

この事業は、市単独の新規事業として事業費260万8,000円を設定して実施するとしていますが、どのようなことなのか、内容について伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 高齢者支援情報共有システム運営事業について御説明申し上げます。

本市では、民生委員の訪問調査により、独り暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯等の状況把握を行っておりまして、その中でかかりつけ医や緊急連絡先などの情報を集約した見守り支援情報について世帯ごとの個票にまとめ管理し、市が運用している介護健診ネットワークにデータ化をしまして、介護認定情報とともに関係者間で情報を共有できる体制を整えております。

令和8年度には国が整備する全国医療情報プラットフォームの介護情報基盤において、介護認定情報については全国一律に共有できる体制が構築されることとなりますが、一方で、見守り支援情報については本市独自のものであり、国の情報プラットフォームを活用し、情報共有を図ることができません。現在の見守り支援情報に係る情報連携の仕組みは、消防や救急医療の機関、それから支援関係者などで共有することで、独り暮らし高齢者等の緊急時の迅速な支援につながっていることから、現在の取組を継続していくため、新たにシステムを構築し、高齢者が安心して在宅生活を継続できる環境を維持していくものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今お話にありました、国のシステム統合の開始に合わせて統合されるメニューはそちらに統合されるが、それとは別に残されてしまうものについて、別のシステムを構築する必要がある出てきたという流れであるということに理解しました。

国は政府を挙げて、医療介護DXを確実に着実に推進するとしていまして、その施策の一つに自治体の情報や介護事業とも必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築をするとしており、それが令和8年度に運用されるということなんですね。

では、この全国共通ではない見守り支援や、消防など緊急のシステムを統合して新たにつくるというのですが、システムを活用することでのメリットはどのようなことがあるか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） システムの活用によるメリットでございますけれども、救急隊や救急医療機関、これがかかりつけ医や緊急連絡先等の見守り支援票の情報をシステムで共有することによりまして、医療機関の連携、それから親族等への受診同意の確認などが緊急時に迅速に対応できる体制を確保できるというようなものでございます。

また、このシステム運用後も見守り支援表の情報に加えて、既存の高齢者の見守り安心システムの利用状況、それから行方不明高齢者の対策では、SOSネットワーク事前登録者、GPSの利用者、茨城県のおかえりマークの登録者などの情報を順次、システムで一元化して見守り体制の強化を図っていくことにつながっていけると考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今お話にありました、親族への連絡というところであったり、緊急時に対応するのにどこに連絡すればいいかというようなことですか、GPSを使っておられる方とかというのは、これから高齢化がますます進んで高齢の方が多くなるわけなので、必要なサービスとなってきますので、この医療DXの活用によって、救急医療、介護現場の切れ目のない情報共有や医療機関、自治体サービスの効率化、負担軽減が図られるというメリットがあると思いますので、ぜひ効果的に活用できるよう、スムーズな運用開始に向けて取り組んでいただきたいと思います。

小項目②を終わります。

小項目③、介護予防普及啓発事業について。

介護予防普及啓発事業については、これまでも市において実施されてきていると思いますが、これまでににおいてどのようなことを行ってきたか、初めに伺いたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 介護予防普及啓発事業は、対象者に対し運動教室や認知症予防教室を実施することで、運動や認知機能の維持・向上を図り、閉じ籠りや要介護状態となることの予防を目的として実施しております。介護予防は元気なうちから取り組むことで重度化を防止できる効果があり、認知症予防、転倒予防、運動機能向上など、テーマ別の介護予防教室を企画、開催しております。令和6年度においては、認知症予防を柱とした「あたまとからだのパワーアップ教室」や「わくわく脳元気教室」の開催や認知症予防、転倒防止に効果のある「スクエアステップ教室」、それから男性高齢者の体力向上と社会参加を目的とした「男性のための転ばん体操教室」を実施いたしました。

また、これらの事業の実施に当たっては、過去3年間で延べ1,500名の方に参加をいただいていることや、教室終了時に実施するアンケートでは「定期的に運動ができてよかった」「継続して実施してほしい」、あるいは「生活に張りができた」などの回答をいただいております。予防教室の一定の効果が得られていると認識しております。

一方で、課題としましては、高齢者には早い段階から介護予防への意識を持っていただ

くため、介護予防事業への前期高齢者の参加を増やす取組について、継続的に実施をしてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 様々な取組を行われているということがお話から分かるんですが、お話にありました体操系のアクティビティーで、スクエアステップですとかシルバーリハビリ、男性向けの体操も実施されているということで、参加されている方のお声も御答弁いただいたんですけども、やっぱり転倒にどうしてもなってしまうときにヒヤリ・ハットで済むような体力がついているんじゃないかという声も聞いておりまして、またお友達もできて楽しく活動しているというお話も伺っています。

今お話にありました、高齢者になってしまってからという言い方なんですけど、高齢になってしまっていよいよ自分も運動しなければと気づくよりも、さらに早い段階の方たちにもっと運動意識を高めていただいたり、予防に気を使っただくというところが重要であるというお話なので、そこはぜひ継続して取組を進めていっていただきたいと思います。

では、来年度の事業について、その内容と目的はどのようなことか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 先ほど申し上げましたとおり、介護予防は早期から取り組むことによって重度化防止の効果が高くなりますので、本市では前期高齢者の介護予防意識の向上や事業参加への動機づけにつながるよう、事業内容の検討を進めております。

その視点を踏まえまして、取組の一つとして、今年度、試験的に大手製薬会社の開発したデジタルツール「のうKNOW」を活用いたしまして、前期高齢者など40名を定員として脳の健康度測定を実施いたしました。測定の方法は、パソコン等の端末の画面に自動的に表示されるトランプのカードに対して「はい」か「いいえ」で答える簡易的なものではありませんが、その反応速度など幾つかの要素から脳年齢、記憶力、集中力の結果がスコア化され、御自身の認知機能を可視化することができるため、参加者に現状が伝わりやすいというメリットが確認できました。また、従来の介護予防教室に比べ、男性の参加者も多く見られたなどの成果もございました。参加者に対しては、脳の健康度の結果AからC判定に合わせて、保健師が全員と個人面談を行いまして、予防行動への動機づけや要注意者には既存の予防教室への参加を促すなどセルフケアの重要性について、指導しております。

令和7年度はこの取組を継続しまして、さらに多くの市民に体験していただけるよう主要機器等を拡充し、健康度測定会や認知症普及啓発イベントに用いるほか、新たに認知症予防教室での評価ツールとして導入することを予定しており、参加者の結果に応じ、継続的なフォローができる体制づくりなど、多角的な介護予防への取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） デジタルツールを活用して脳のチェックなどを行うという事業

内容だと思うんですけれども、先ほども申しましたが、単身高齢者世帯が増加するという  
ことへ対応するためにも、認知症への対策も急務となっていると思います。独り暮らしの  
高齢者は日常会話が少なくなり、認知症になりやすいとされており、発症しても早期発見  
が難しいため、対応が遅れて悪化する恐れがあるといわれております。

なので、このような事業を通して、認知症に対して関心を持っていただいたり、気づきの  
きっかけとなっただけであればと思いますが、この事業を実施することでどのような成  
果や効果が期待されるとお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 今回、デジタルツールを活用した介護予防事業について  
今年度と来年度にかけて取り組むわけでございますけれども、まずはその中で参加者の傾  
向、それから意見等について、しっかり把握をしたいと考えております。

また、先ほど介護予防事業への早期取組や前期高齢者の予防意識の向上が重要と申し上  
げましたけれども、今後デジタルツールになじみのある世代が前期高齢者となっていくと  
いう時代を迎えることとなります。デジタルツールは簡易的ではあっても、視覚的・客観  
的に自分自身の評価を体験できるなどのメリットも多く、これらを背景に今後様々なツ  
ールが開発されていくものと考えております。

現在、運動教室などを中心に取り組んでいる介護予防事業については、15年以上前から  
継続して取り組んでおりまして、一定の効果があると認識はしておりますけれども、今回  
の事業については時代の変化を捉えて、今後さらに介護予防事業の裾野を広げることで、  
新たに介護予防に対する市民のアプローチの幅を広げるきっかけになればということ期  
待して取り組んでおります。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そのキーワードとして出てくるのは、前期高齢者の方たちにや  
はり早めに意識を持って、行動を一人一人がしていただくということが重要であるとい  
うことだと思います。高齢者が増えるということは、認知症になられる方、可能性がある方  
も増えると予測されておまして、誰でも認知症になる可能性があるという、一人一人が  
自分事として捉えて、その予防や生活習慣の改善などにできる範囲で取り組んでいくこ  
とが重要であると考えます。誰しも元気に年を重ねていきたいと思うわけでありま  
すから、今後も予防普及活動に注力していただければと思います。

大項目1を終わります。

大項目2、課題を抱える方への支援体制の連携強化について。

市では、ひきこもりの方がどのくらいいるかなどの実態調査を行うなど、これまでもソ  
ーシャルサポート強化事業に取り組んできているわけですが、来年度においては課題を抱  
える方への支援体制の連携強化を図るとしてしています。そこで、主な事業の内容について伺  
います。

小項目①、こころの医療アウトリーチ事業について。

初めに、この事業の対象となる方はどのような方なのかなど、事業内容はどのようなことか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 本市では、精神保健に課題を抱える方に対する相談、支援として、基幹相談支援センターや保健師などが中心となって、本人の状態に応じた医療や福祉的な支援機関につなげ、課題解決へと導いているところでございます。

このような中、年に二、三人と件数は多くはございませんが、精神保健に課題を抱えているものの本人に病気の意識がなく、地域において問題行動を起こすなど近隣住民とトラブルに発展する事案も見られます。これらは、対応の難しさや解決までの時間を要するなど様々な課題がありまして、その早期解決に向けた取組の一つが、こころの医療アウトリーチ事業でございます。本事業は、県立こころの医療センターが今年4月から実施する近隣自治体との連携事業を活用しまして、アウトリーチの手法を用いて精神科医などによる専門チームによる訪問、診断などを行うとともに、本市の専門職などと一体となって必要な治療に早期につなげ、地域における生活支援体制の充実を図るものでございます。

また、支援の対象者としてしましては、精神疾患が疑われるが病識に乏しく、自ら受診行動を起こせないことで地域において何らかの問題行動が見られたり、同居家族などもなく、孤立しているような状態の方となります。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 対象となる方は精神疾患があったりして、またなかなかその地域の方とか家族からの関係がうまくいってなくて、孤立して困っている方への支援を強化していくということは、課題としてあるということは国も認識しているようでして、市におけるこころの医療センターと連携した取組もとても重要であると考えます。

なかなか、自分からは病院に行くとか、相談することができないという方が対象となるということで、通院できない状況があるということだと、通院してないということになるので、この訪問医療については保健医療の対象となるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） この事業は医療保険制度に基づく訪問医療診療ではないため、診療報酬の発生や本人家族の費用負担はございません。これらの事業に要する費用については、医師や看護師の相当分の金額となりますが、そちらについては全額市で負担をするというものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。精神障害や精神疾患を抱える人は病気の病状等が原因で外との交流が断絶し、自分からは助けを求めづらという傾向があるんだと思うんです。だからこそ、その対象となる人の自宅を訪問して、支援する側がアプローチして

いくということが重要で、ただそれには時間をかけて関係性を構築しながら、その人にとって本当に必要な支援につなげていくということで、こころの医療センターとの連携がなければ実現できない事業だと思うので、地域連携がこのことからもうまくいかれているなという感じがするわけでして、この事業によって適切な支援や治療の受診につながるよう取り組んでいただきたいと思います。小項目①を終わります。

小項目②、ひきこもりサポート事業について。

これまでも、市においてはひきこもりについて取り組んでまいりましたが、市内におけるひきこもりの方がどのくらいいるか、その人数について把握しているか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） ひきこもりサポート事業は、医師、精神保健福祉士、保健師等の専門職から成るチームが対象者の状態に合わせた頻度で自宅を訪問する、いわゆるアウトリーチ活動によって行うもので、適切な社会的支援へのつなぎなど社会復帰を目的とする支援方法を検討し、本人や家族に対して助言を行うという事業でございます。

本市では事業開始の前年、令和元年度に調査を行いまして幅広く情報を集約したところ、ひきこもり状態にあると思われる方92名を把握しまして、その中で行政や医療などの支援につながっていないと思われる方31名を確認しております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 令和元年時の人数としてはそのような形で把握されていたということなので、これまでも支援を行ってこられたと思うんですが、これまでの支援としてはどのようなことを実施されてきたか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） ひきこもりの状態にある方の支援につきましては、御本人の状態に応じた段階的な支援が重要となりまして、令和2年度以降、県立こころの医療センターと連携しながら事業に取り組んでおります。

先ほどの調査で分かった方に加えて、新規での相談で対応している方なども含めまして対応しているわけですが、ひきこもりを取り巻く背景、要因には多様性がありまして、精神疾患や発達障害などの身体的な要因や学業や仕事、人間関係の不調など社会的な要因をはじめ、状態の長期化による社会復帰に向けた気力の低下など、それらが単独で、あるいはこれが複合的に影響していて、まずはそれらをほぐしながら当事者と信頼関係を築くため、丁寧な働きかけから始めております。

御本人の置かれている状態を基に、医師、精神保健福祉関係機関の職員から成る調整会議において対象者としての判断と社会復帰のためにどのような支援が望ましいか協議を行いまして、その支援内容について御家族とも共有し、様々な状態に合わせた継続的な伴走型支援を進めております。今年度は4名の方を対象としまして支援をしておりますが、今年度1月末日までで延べ48回の家庭訪問を実施しております。また、事業開始以降の支援

者は9名でして、そのうち3名の方が障害福祉サービスによる就労や社会福祉協議会が御本人や家族のための居場所づくり事業として実施しているサロン、散歩道の利用など、社会とのつながりを回復されている状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今のお話ですと、3名の方はひきこもり状態からは抜け出したというんですか、社会とのつながりがあるような場に出ていかれるようになったということで、この支援事業の成果が出ているのかなと理解しました。

では、来年度のひきこもりサポート事業において、何か新規で取り組むようなことがあれば、教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） ひきこもりはその期間が長期化することで社会復帰への気力の低下などが要因となり、抜け出すことが難しくなるということを踏まえまして、早期支援開始が重要となってまいります。このため、来年度より新たに市内の中学校などと連携し情報を共有することで、様々な悩みを抱え登校できないまま卒業に至ってしまった生徒について、卒業後速やかにひきこもり支援など、早期支援につなげられる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。具体的には、対象生徒の保護者から同意を得た上で、卒業1年程度前から市内の中学校と担当課が連携しまして、義務教育終了を見据えた協議の場に、そこで検討することで、本人の状況や家庭の状況、保護者の意向などを共有して、卒業後切れ目なくひきこもり支援などの福祉的な支援につないでいくもので、この事業を取り組んできた様々な専門的なドクター等との連携を持っていますので、そうした支援を子どもたちのために活用するようところが、新たな取組でございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 中学校の状況を確認し、保護者の同意を得て専門の方との連携をつなげていくというような取組ということで、文科省の調査によりますと、令和5年の小中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は34万6,482人で、これは11年連続で増加していて、過去最多となっているということなんです。

市においては、学校に行きにくいと感じている児童生徒や不登校の子どもたちに学びの機会を提供するべく、学校内にフリースクールを設置したり、育成支援センター内に「ここから」という教室支援室を設置したりしていますので、やはり義務教育終了後に長期にわたるひきこもりとならないよう、学校や育成支援センターと情報を共有し、適切な支援へとつなげていただければと思います。小項目②を終わります。

小項目③、生活困窮者自立支援事業について。

この事業は国全体の取組として国の補助が充当される事業となりますが、どのような事業か、事業の概要について伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 本事業は平成27年に施行された生活困窮者自立支援法を受けまして、それまで制度のはざまに置かれていた生活保護受給に至る前の生活困窮者に対する支援強化を目的としておりまして、本市では社会福祉協議会への委託事業として、相談支援員2名、就労支援員1名の体制で実施をしております。

長期間就労できず困窮状態に陥っていたり、収入に見合わない負債を抱えているなど、相談者が抱える様々な問題に対して相談者の状況に応じた支援計画を策定し、関係機関との連絡調整や制度の活用案内など、困窮状態から早期に自立できるよう、大きく三つの柱に沿った支援を行っております。

まず、就労に関する支援として、求職活動はしているものの仕事が見つからない方に対し、ハローワークと連携し、求人情報の提供や求職活動への同行訪問、支援を行っております。次に、住居確保給付金の支給により、離職などにより収入が途絶え、それによって家賃の支払いが困難な方に対して、一定期間家賃の補助をしております。さらに、家計改善の支援として、一定の収入はあるものの借金や浪費などが原因で収支のバランスを取ることができない方に対して、家計の立て直しや家賃、税金、公共料金などの滞納整理の支援を行っております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） この生活困窮者自立支援法というのがもともと国でありまして、それが改正されるということで、特に独り暮らしの高齢者が増えている現状や、家を持つことが難しい人々への支援を強化することを改正は目的としていて、加えて経済的に厳しい環境にある家庭の子どもたちへの援助を充実させることも重視されているということで、今お話にあったようなその三つの柱に、さらに手厚くなるような改正だとは思いますが、困窮な状況にある人々が自立に向けて一歩を踏み出せるよう、その後押しをする様々な支援があるということなんですが、この事業は継続事業でやられているので、これまでの取組としてはどのようなことがあるか、実績等が分かれば教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 本事業の取組につきましては、先ほどの三つの柱に沿った支援を進めておりますが、家計改善支援や就労支援を進めていくに当たりましては、対象者御本人や御家族においてしっかりと金銭消費に関する危機意識の共有をしていただくことや、就労、生活に対する向き合い方の意識を見直していただくことも重要となります。また、求職活動を後押しするに当たっては、本人が希望する職種に対して求人状況とのマッチングの課題などもありまして、状況によってはこれまで経験のない業種業態への面接支援などの対応も必要となり、生活の改善に向けた助言を行っております。一方で、疾病や年齢要件などにより現状の改善に時間を要するような場合には、一時的に生活保護制度の利用につなぐ場合もございます。

いずれにしましても、困窮されている本人の意向を第一に尊重しつつも、客観的な視点

を踏まえた適時適切な支援を行っていくことが早期自立につながるものと認識し、取り組んでおります。また、直近3年間の支援対象者の状況を見ますと、27から29世帯程度で推移をしております。令和6年度の実績につきましては1月末現在で29件の相談に対応しており、そのうち、就労開始や就労収入の増加などにつながり支援が終了した方が17件、支援継続中の方が12件となっております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 先ほどの御答弁にもありましたが、問題を抱える方たちの問題が多様性があるということで、生活に困窮されている方の課題は多様で複合的である場合が多くなってきているということでしょうし、そしてその個人それぞれの状況に応じた適切な支援というものが必要になって、相談員の方だけでなく、適切な支援機関と連携をして取り組んでいっていただきたいと思います。

大項目2を終わります。

大項目3、強靱なライフラインの整備事業について。

市内の水道施設は、水道事業開始から50年が経過しており老朽化が進んでいます。市は、老朽化した水道管の更新事業などを実施し、持続可能で強靱なライフラインの整備を推進するとしています。そこで、来年度の整備事業について伺います。

小項目①、水道事業広域連携等推進事業について。

この広域連携については国や県の指針もあって、市においても検討してきておりますが、これまでの経緯について、初めに伺います。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 6番坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、これまでの経緯との御質問でございますけれども、広域連携に伴う国や県の動向でございますけれども、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化など、水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、平成30年に国において広域連携を進めるということ盛り込んだ水道法が改正されました。

これを受けまして、茨城県では広域連携の推進役となるため、令和4年2月に茨城県水道ビジョンを策定いたしております。この水道ビジョンは、大枠数で申し上げますと、将来的には茨城県一つの県で一つの水道事業にしようということを目指すということで、当面の10年間で経営の一体化に取り組んでいこうというものでございます。その後、令和5年度に市町村の枠を超えた水道事業の広域化を検討するため、県が主催します水道事業に係る広域連携検討調整会議、こちらが設置されまして、この会議に本市も参加をさせていただいて、広域連携について県それから関係市町村と協議を進めてまいりました。

会議の結果、それから本市の今の水道の実情です、老朽化も進んでいるというような実情も踏まえまして、昨年11月21日、議会の議員全員協議会におきまして、笠間市として広域化を進めていこうという方針の下に、茨城県における水道の経営の一体化に関する基本

協定、こちらを締結して進めていくということで御報告をさせていただきまして、その後に市民説明会等も開催してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 国や県の流れがあつて、市としても連携協定に結ぶことになったというお話なんですけど、今お話の中にも少し触れられていたんですけども、広域連携をする目的やその意義について、伺いたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 広域連携の目的と意義との御質問でございますけれども、住民生活に必要なライフラインとしての水道事業の持続的な経営を将来においても確保していくためには、やはり中長期の経営の見通しに基づく経営基盤の強化、これを進める必要がございます。

また、将来にわたって水道サービスを持続可能なものとするためには、水道施設の効率的な運用、いわゆる浄水場の統廃合、それから経営面でのスケールメリットの創出、事務所の統合とか人件費の削減、資材の共同発注等です、それから人材の確保、技術者の確保が今課題となっておりますが、そういった確保、それらを可能といたします広域連携の推進が有効とされております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今のお話にもありました、やはり人口減少に伴って水道料金の収入が減少する一方で、インフラの維持管理には膨大な費用がかかるため、維持管理、持続可能な経営が求められますが、そのために広域連携による運営の効率化などが有効であるということですよ。

では、連携向けの進捗状況としてはどのようになっているか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 先ほどのお答えと重複しますが、先月、2月26日に茨城県、それから茨城県企業局、それと広域連携に同意といいますか、参加すると手を挙げました21の市町村、こちらにおいて広域連携に向けて協議していこうというようなことで、協定書を締結いたしました。

同時に、連携を進めるという協議会、こちらも発足いたしまして、令和7年度からこの協議が本格的に進められていくというような状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。

では、この広域連携をすることによって、住民の皆さんへの影響としてはどのようなことが考えられるか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 住民への影響という御質問でございますけれども、日常生活におきまして、今現在、蛇口を開ければ水が出る、それから水洗トイレのレバーを引けば水が流れるといった現在の生活の状況の変化、こちらについての影響はございません。

一番気になるのは、やっぱり水道料金がどうなるのかというところかと思っておりますけれども、現在の笠間市本市の水道事業の経営状況を見ますと、経常収支比率が100%を超えております。これは、水道料金収入で事業運営が賄えているという状況でございます。年間の運営費の収支、こちらについては損益計算上でございますけれども、赤字ではないという状況でございます。この状況は、やはり笠間市、今茨城県中央工業団地の笠間地区に企業が進出してきたり、友部地区で宅地開発がまだ行われているというような状況もございますので、今後もこの状況は当面維持できるものと見込んでおります。また、経営統合しても各市町村の会計は、それぞれ別々に管理、笠間市の会計は笠間市で行うという形になっておりますので、こういう状況から見ますと、水道料金の値上げというのは現状では考えていないというのが実情です。

ただ、今後もやっぱり人口減少は続いていきます。当然、水道料金の収入も減少していくものと思われま。また、昨今の物価の高騰、それから社会情勢の変化、これらに対応するためには、その時期は未定ではございますけれども、値上げを含めた水道料金の改定の必要性が出てくる可能性はあるということだけは申し添えさせていただきたいと思いま。す。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 水道事業会計自体が独立採算制ということで、一定の一般会計からの繰り出しがないと回らないという、もともとの立てつけである会計であるので、なかなか事業会計だけで採算を出すというのが大変なことなのだなというのを勉強して理解したところなんですけれども、今のお話ですと、やはり市民の方は水道料金が上がるのではないかということが懸念されていると思ひまして、市では市民説明会を昨年12月に開催してございまして、参加された住民の方からはやはり水道料金の値上げについての質問があったようですが、今の御答弁にもありましたように、現状では値上げの予定はないけれども、やはり人口減少に対応していくために今後検討しなければいけないことが来るかもしれないが、逆に単独経営を継続すると値上げを検討せざるを得なくなるというような回答もされてございまして、広域連携によってそのようなメリットがあるということが分かりました。小項目①を終わります。

小項目②、老朽管更新事業（A I 管路劣化診断）について。

政府は、埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえて、上下水道の老朽化による不具合を効率的に見つけるため、人工衛星やA I といった新技術を点検などに積極活用する方針であるとのこと。です。

市においても、来年度は老朽管更新事業として事業費3億3,726万7,000円を設定して、

A I 管路劣化診断などを含む更新事業を実施することですが、初めに市内の危険な老朽管の状況はどのようになっているか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 水道管の現状、危険な水道管との御質問でございますけれども、令和5年度末時点での数字となりますが、市内には約867キロの水道管が布設されております。そのうち、老朽化の目安とされております布設後40年、こちらを超える水道管が約140キロあるというのが実情でございます。

老朽化した水道管につきましては、当然漏水の原因となることから順次、更新を行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今お話にありましたように、今現状でもその老朽管、老朽化した水道管を更新しているということなんですが、どのような方法で更新しているか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） どのような方法でという御質問でございますけれども、令和2年に水道課が独自に作成をいたしました老朽管更新計画、こちらに基づきまして、令和3年度から老朽管の布設替工事を実施しております。老朽管の更新計画は、市内を笠間、友部、岩間の3地区に区分しまして、布設後の経過年数の古い箇所、また漏水頻度が高い箇所などを優先して順次、更新工事を進めております。

令和3年度から今年度、令和6年度まで約6.2キロ更新工事が完了しておりますが、やはり全ての老朽管を更新するのは非常に困難であるというのが実情でございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 40年以上たっているものが140キロあるうちの、年間で6.2キロずつぐらいやっていくということなので、その事業の大変さというのがうかがい知れるわけなんですが、来年度はA I 管路劣化診断ということに取り組むということですが、これはどういう事業でしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 水道課で現在進めております老朽管更新計画は、先ほどお答えしましたとおり、布設後の経過年数が古い箇所、それから漏水頻度が高い箇所、実際に漏水をしている箇所、そういったところを優先して更新工事を進めております。ただ、古い水道管でも、まだしっかりと機能しているものもございます。一方で、布設後20年、30年の比較的新しい水道管でも、漏水が発生しているというのが現実でございます。

このため、最新技術でありますA I を用いた管路劣化診断を導入しまして、効率的・効果的な更新工事を進めていこうというものでございます。具体的には、水道課で持っています水道管の配管のデータ、布設した時期とか管の種類とか、の太さとか、そういったデ

一タ、それから過去に漏水をしたデータ、そういったものを基に、これらの水道管を取り巻く様々な環境情報、例えばそこにどのぐらいの人が住んでいるのかとか、土壌と土質はどうか。また、この辺の気象の状況、それから標高傾斜、高低差です、当然道路の下に水道管が入っていますので、交通量にも影響すると、そういった交通網。それから、過去の地震、それぞれの情報をインプットしまして、AIによる計算をした結果をもって1年から5年以内に水道管の破損する確率を算出しまして、更新工事に反映させていこうというようなものでございます。

このAI劣化診断を導入している自治体、事業体、既にございますが、管路の更新工事の策定に効果を上げています事例もございます。参考といたしまして、私どもで参考といたしました福島県会津若松市、こちら水道管の総延長が818キロ、笠間市867キロなのでほぼ同規模なんですけど、こちらの劣化診断をした結果、更新する箇所を55キロまで絞り込んで更新計画に反映させているというような事例もございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） AIを活用していくということなので、DXがいろいろな面で進んでいるので、活用できるところはぜひ進んで活用していただければと思います。八潮市の事故のようなことが起きないように、老朽管の更新を計画的に進めていくことが重要なわけですが、従来お話が出ていますように、人口減少は分かっているわけですから、将来負担がより軽くなるようにするためにも、安全が保たれるよう計画的に適切な更新を進めていただきたいと思います。小項目②を終わります。

小項目③、水道事業等包括業務委託事業について。

委託している事業の内容はどのようなことか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 業務の内容でございませけれども、業務の効率化、それから職員の数、人件費等の削減を目的に、平成26年から水道を使うときの開始や中止のときの受付、メーターの検針、料金収納業務、滞納整理などの業務を、民間会社に委託する業務をスタートいたしております。その後、順次、委託する業務を拡大いたしまして、例えば水道施設の巡回による点検や水質の検査、それから給排水設備の検査や受付業務、そういったものを順次、拡大しまして、現在多岐にわたる業務を包括して委託しているというような状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。包括的に業務委託をすることでコスト削減や業務の効率化というメリットがあるということなんですけど、サービスの質や安定性を維持するための適切な監視、管理もぜひ必要であると思いますので、そのあたりはしっかりと行っていただきたいと思います。小項目③を終わります。

小項目④、旭町中継場建設事業について。

この事業は継続で実施しているわけですが、事業の内容はどのようなことか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 旭町中継場建設事業についての御質問でございますけれども、旭町中継場は昨年5月に工事が終わって完了しております新しい宍戸浄水場、こちらの稼働に合わせて整備を行う施設となっております。現在の宍戸浄水場は古い浄水場ですけれども、友部地区に8か所の井戸がございます、そちらの井戸からくみ上げた地下水、こちらを三つの系統に分けて導水管というので送水するんですけれども、3系統の導水管によりそれぞれ現在の宍戸浄水場に送水をして、宍戸浄水場で水道水をつくっているというような状況でございます。この旭町中継場を整備することによりまして、これまで3系統でばらばらに入ってきた導水管を1系統にまとめまして、原水の管理を一元化することで、新しい宍戸浄水場への一定の水圧で定量の原水を送ることができるというような施設でございます。

また、この中継場の整備に合わせてまして、友部地区の水道施設、今言った浄水場とか中継場、それから原水取る井戸、水をためておく配水池、各所にそういう施設がございますけれども、それが今ばらばらに監視をしているという状況ですので、それらを集中監視できるようなシステムも併せて導入をいたします。これを導入することによりまして、新しい浄水場を含めた各水道施設の稼働状況を1か所で監視することができますので、効率的な運転を行うことができるという形になります。

こっこの事業費なんですけれども、旭町中継場の事業費は約10億円をかけております。進捗状況につきましては、令和5年11月から工事に着手しまして、これまでは電気設備機器の製造に必要な半導体、こちらの供給不足がどうしても生じてしまうということで工期に遅れが出ていますので、先月2月末の工事の進捗率は約60%となっております。なお、現在は、この電気設備の工事も進めておりまして、今年8月には工事が完了するということです。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 住民にとって、蛇口をひねれば当たり前にきれいな水が出ることは、日々の安心につながります。しかし、その当たり前を支えるためには、計画的なインフラ整備と適切な運営が不可欠です。水道事業の運営は自治体の財政にも大きく関わることであり、今後も効率的かつ持続可能な形で維持していけるよう取り組んでいただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 6番坂本奈央子君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番酒井正輝君の発言を許可いたします。

〔2番 酒井正輝君登壇〕

○2番（酒井正輝君） 参政党の酒井正輝です。議長許可がありましたので、通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

まず、大項目1なのですが、笠間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、伺います。特に、計画書内にソーラーシェアリングの文言があり、これについて伺いたいです。前にも聞いたのですが時間が足りず、あまり十分に聞けなかったもので、今回改めて深掘りしたいと思います。

そもそもなんですけれども、何でこの話をするのかというのを私なりに懸念事項をまとめてみたので、まず説明してみたいと思います。

議長、パネルの掲示や資料の掲示を……。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。

ある会合で、茨城県の地域課題を考えようと、そういうイベントというか、話合いの場があったので、私も笠間市のを考えてくれと言われたので、考えてみました。まず、端的に言いますと、私の考える地域課題というか、こういった地域の担い手不足というか、全国的に起こっていますけれども、私もこれが一番の問題なのかなと思いを深める問題なのかなと思います。いろいろ原因はあるのかもしれないんですけれども、高齢化とか、職業が替わったとかで、地元から都市部に人口が流出してしまうみたいなことが全国的に起こっております。ここは、どなたも同じような認識をしているのかなと思っております。

その結果、放棄地とか休耕地、そういうものが増えておりますけれども、フォーカスされるのは人口減少とか食料自給率の低下、そういったものがあります。私もそういった問題はあると思う一方、より深掘りというか、突っ込んだ見方をすると、私は空白地帯に外資の土地買収というはあるのかなと、これを私は懸念しております。外資の土地買収、国土買収に関しては、再エネ事業と密接に関わっている、そういった認識をしております。こういったことにならないようにということを私は願っておりますということを踏まえて、小項目①にいきたいと思います。

小項目①、ソーラーシェアリングの意義と必要度合いについて、どのようにお考えですか。まず、ざっと説明をお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 2番酒井議員の御質問にお答えします。

ソーラーシェアリングの意義と必要度合いはとの御質問でございますが、初めにソーラーシェアリングとは農地に支柱を立てて、農業と発電事業を同時に行うこととございませ

て、国の「営農型太陽光発電取組支援ガイドブック」では、農地法に基づく一時転用の許可を受け、農地の上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業とされております。

御質問のソーラーシェアリングの意義についてでございますが、同じく取組支援ガイドブックによりますと、作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営のさらなる改善が期待できる取組手法とされておまして、さらに本年2月18日に閣議決定された地球温暖化対策計画においても、地域特性に応じた営農、地域共生、地域裨益の観点から、地方公共団体や公設試験研究機関等と連携して推進することが期待されるとの明記もございます。

また、必要度合いに関しましては、笠間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）におきまして、公共施設をはじめとする事業者住宅などの建物系の導入を促進することとしており、ソーラーシェアリングにつきましては、単に再生可能エネルギーの導入のみを目的としたものではなく、化石燃料からの転換、農業経営の安定化などの諸課題を解決する方策の一つとして普及啓発を図ることとしております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。大体、私の認識と同じなのかなと思いました。特に、農業経営と競合しませんよということは特徴なのかなと。ほかの一般的な太陽光発電の用地との違いというか、特徴はそこにあるのかなという、そんな答弁を聞きながら思いました。

過去の答弁からも温暖化対策の一つの手段ですというお考えなのかなと理解しているんですけども、農地利用というのはともかく、温暖化対策としてのソーラーシェアリングというものが、特に地球の温度がどれだけ減るのかとか、そういう問題、そういった有効性というのがほかの手段に比べて特に確認できているのかなとか、その辺をどうお考えなのかなと伺いたいですけれども、何でそれを聞くのかというと、ソーラーシェアリングをそもそも考えた方というのは長島 彬さんという方で、「ソーラーシェアリングのすすめ」といった本も書かれております。これは絶版なので県立図書館で私は読んだんですけども、中身を読んでも、先ほど農地利用という話が出ましたが、光飽和点の話とか、多少陰っても作物は育つんですよ。その話に終始していると言ったら言い過ぎですけども、その話にページ数をすごく割いていて、実際温暖化対策として有効なのかどうかという、そういったことは一切書かれてないんです。

もし、市で独自にこういった発案者も語っていない、特に地球温暖化対策の手段としての有効性みたいなものがもしあれば、伺いたいですけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） ソーラーシェアリングが温暖化対策、CO<sub>2</sub>排出量の削減にどの程度という部分だと思いますけれども、通常の太陽光発電設備、簡単に申しますと、

野立てでべたっとつくるものと比べてしまえば、発電能力自体は、ソーラーシェアリングの部分は農地と太陽光発電とでシェアしながら行うということですから、その点については通常のものに比べれば効果は低いと認識してございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。ソーラーシェアリングにまつわる話、ほかにも長島さん以外の本とか、あるいはほかの話でも、売電収入とか農産物の生産性とか設置コストとか、そういったもので終始しているんです。つまり、ソーラーシェアリングというのは、温暖化に有効というよりは農地活用と、先ほどもそういう側面がありますとおっしゃいましたけれども、そういった農地と売電を結びつけたビジネスとして行われているのかなと、そう言っても過言じゃないのかなと思います。温暖化対策効果としては、普通の敷き詰めるパネルよりは効果は下がりますという答えの裏には、特に有効と考えているわけではないと、そういうふうに解釈、特に温暖化対策で有効だから、その意味で特にやりたいというわけではないと、そう解釈いたしました。

仮に、ソーラーシェアリングをこれから市の方針で普及させていくとなると、具体的な施策というのはどのようなものをお考えしておりますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） まず、市の施策としまして、ソーラーシェアリングを現時点において積極的に推進するということではございません。ただし、農業経営の安定化だとか、様々な有効な活用の方策の一つとしての普及啓発を行っていきたいと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。普及啓発が今のところの考えであると。

例えば、団地化したりとか、小さい農地で個別にやるよりは、まとめて何人か地権者のいるところに話をつけて、そこである程度広い面積で事業を行うように促すとか、そういった考えは、今のところはないと考えてよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 市のほうから積極的にそのような行動を起こすということは、考えてございません。

農地に限らず、土地の所有者においては、法の範囲内での活用や財産の処分というものは所有者の判断において行われるものと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。市のほうで、そういったことに取りまとめをして広い面積で促していくというのはないというのは、私としても安心するというか、いい答えだなと思います。なぜかという、以前、担当課で聞いたときは、そういったこともやっていこうかと思っておりますということだったんです。

もしかしたら、今後やっていきますとなるか分からないですけれども、現段階はやっていけないということでもいいなと思うんですけれども、個人的には団地化みたいな、そういうことはやってほしくないんです。なぜかという、くぎを刺すじゃないですけれども、念のため、こういう懸念があるんじゃないですかとお伝えしたいものがあるので、説明しておきたいと思います。

既に、冒頭で土地買収を懸念してありますと言ったんですけれども、結局再エネ事業と国土買収というのは密接に結びついていて、全国的に結構起きている問題なんです。実は笠間市内でも、市は関与しているわけじゃないんですけれども、市内の太陽光発電用地で外資に買われてしまっているということは、実は存在しております。国土買収の問題なんですけど、ずっと前からいろいろな人が言っているんですけれども、私が一番詳しいなと思っている平野秀樹さんという方が本を幾つか出して、これは10年前のものなんですけれども「奪われる日本の森」とか、あるいは「日本はすでに侵略されている」と、こういったとがったあれなんですけれども、「政治もメディアも伝えない国家の妖怪」とかそういったタイトルの本を書いていて、これが一番新しい「サイレント国土買収」というものなんですけれども、中身はこんなことが書いてありますと説明したいところなんですけれども、本当に全国民に見てほしいような、そういった本なんですけれども、10年前からこうやってこの問題に取り組んでいるにもかかわらず、それでもことはどんどん進んでいますということが書いてあって、結構戦慄するような内容なんですけれども、つまり野立ての太陽光発電というところにまた諸問題があるというか、進めると問題がある。屋根であれば土地買収にならないんですけれども、野立ての太陽光発電でやると、こういった問題の入り口になってしまうと懸念しているんですね。

教育施策編の区域計画書を作るに当たって、こういった懸念がありますと、全国で問題が起こっておりますという話題が議論されたという事実があるのかと、そこを伺いたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 地球温暖化対策の率先事項、区域施策編の策定に当たりますして、例えば議員がおっしゃられるように、外国資本の方の土地の買収等を考慮した上で、計画書策定をしたかという御質問だとすれば、私どもはそのようなことの観点では一切持ってございません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。結局、何が言いたいのかというと、土地を使う人のことを考えて、そういったことを含めて、もし進めれば、団地化して促して進めるとなった場合、そういったことも議論することは必要なんじゃないかなと思っております。

図解したほうが分かりやすいと思うので、また紙芝居みたいなものを出したいんですけれども、恐らくソーラーシェアリングの構図というのは、こういうことだと思うんです。休

耕地というか、活用されてない農地を持っている人がいると。それで土地を貸して、発電事業者、こっちの人です、貸手の地権者は地代収入とか、あるいは時々手伝いに行くとか、そういうことをすれば、労働収入として得られる。土地も活用されているし、おのおのが所得に結びついていいですよ。それを目指しているのかなと思います。これだけ見るとそんなに悪い話じゃないと思うんです、私も。土地も使ってもらっているし、いろいろそれぞれのうちの収入になっている。

ただ、ここでとどまるかという、疑問なんです。この先、例えば地権者の方が高齢化なんかで、土地の担い手、後継者がいないからよその方に管理してもらおうと、そういう前提だと思うんですけども、代替わりしたときにどうなるんですかとか、あるいは売電のFITが終わったときにこの契約はどうなんですか、地代収入は今までどおり高い地代で払ってもらえるんですか。そうなった場合、発電事業が中止になるということを考えられると思うんですよ。あるいは、発電事業は続けても地代を今までどおり払いませんよとか、それで地権者の方も東京に住んでしまっているとかそうなったときに、まとめてうちのほうで地上のモジュールごと土地を買いますという話があったときに、そういう流れになるんじゃないかなという懸念があるんですね。実際、そういった動きもあるようなんです。

つまり、そうなった場合、土地が買われてしまった場合、どんなシナリオをたどるかという、これは両極端なモデルなんですけれども、こちらは地域の人たちで生産して、地域の人たちが消費すると、地産地消ということを表現しています。対して、こちらは、地元の人が一切関わらないで、どこか分からない、よく発電事業をしている人は合同会社と言って、誰が出資していて、誰が所有しているか分からないということが取られるんですけども、そういったどこか分からない人、地元の人じゃない人たちが土地を使って、その産物をどこかよその人のために作るとか、笠間でこういうことが行った場合、笠間市の市民にとって何の得もないというような場合があったとします。私はどっちかという、こちらの地元の人のために活用して、地元で消費するという土地の使い方が望ましいと思うんです。

よく、国の政策でみどりの食料システム戦略とかいって地産地消を進めたりとか、やっぱり地元の自産自消みたいなのを回すというのが好ましいというイメージが、結構多くの人は持っていると思うんです。土地をこの構造がどちらに近いかというと、私は多分こっちに近づくと think なんです。そういったことを即そうなるとは言わないですけども、結構、今事実として、太陽光に限らず、いろいろな再エネ事業を行っている人の多くの場合、大きなほどやっぱり外資が行っているんです。それでどことは言わないですけども、国内最大のソーラーシェアリング用地なんかも笠間から割と近いところがありますが、やっぱり外国資本が事業を行っているわけなんです。そういった、まずよその人が参入してくるという隙をつくるというのは、私はつくるべきじゃないなと思っているんですね。そうい

ったことにつながらないように、まずは行政としても、今の部長答弁ではそういう考えはありませんよということだったんですけれども、今後も市で団地化したりとか、こういった事業を推進していくというのは私としては非常に疑問があるので、今のままでいてほしいとか、永遠にそういうことは考えないでほしいなと思っております。

答えとして求めたいのは、例えば今のところ計画はないんですけれども、仮にその土地がどちらに、これはそれぞれ土地は活用されておりますけれども、でも何かが違うじゃないですか。温暖化対策とか休耕地問題が解決されれば、その後誰がどうやって活用するとかはどうでもいいとまで言わないんですけれども、そういったことも考えて計画を進めたいとか、そういったお考えはあるんですね。

つまり、温暖化対策、CO<sub>2</sub>一辺倒の尺度だけで進めていくのかと、あるいはその地域の暮らしとか、そういったこともさらに上にあって、それも考えて進めていきたいのか、それはどっちかというのを伺いたい。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部小里部長、答弁できますか。

○環境推進部長（小里貴樹君） 頑張って答弁します。

今おっしゃられている部分というのは、我々が環境部門として温暖化実行計画の中で現時点においては進める立場がないという形は、先ほど申したとおりでございます。

ただし、今後の社会情勢の変化や国の方針が変わってきたときに、どうなってくるのかという部分は一つあります。また、その一端としまして、再エネの促進区域、いわゆるワンストップ化をしてそれを押し進めていこうという地域をつくるということも、ひとつ国からも言われているところでございます。それについては、我々区域施策編の中では、笠間市としては、現時点においては促進区域の設定を行うことはしないという考え方も示してございます。

ただし、仮にそういった団地化をしたり促進区域を設定したりするとしても、やっぱり地域の方、地主との声、話合いということを十分した上で、その地域にとってそれを行う事業そのものが地域に対して裨益を受ける事業となるのかとか、そういった部分はきちんと話し合った上で、事業化というのを検討するとしても、そのようなことは大切だと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。それが、大切だと。今の答弁から受ける印象は、やっぱりその上にはその地元の暮らしとか、そういったものがまず最上位にあるというか、市民の暮らしを守るのが第一ですと私はそう受け取ったんですけれども、そういう考えで進めていってほしいなと私は思います。つまり、むやみに国が進めているからといって、即右へ倣えじゃないなと印象を受けたんです。そうやって市民の暮らしをまず第一に考えてやってほしいなとしますので、そうやってお願いしたい。

結局、地方自治体というのは、やっぱり最後のとりでだと思うんです。今まで国が脱炭

素の名の下に進めてきたことで、その結果を見ると、やっぱり山が削られて、よその人のビジネスで地域の自然が、結局自然のためといいながら自然破壊を行っているんじゃないですかとか、あるいはそうやって地域の人のための事業ではなくて、ほかの人の手のものになってしまっていると、そういう側面があると思うんです。だから、そういったことも鑑みて、本当に地域のためにいいこと、必要なのかと、その啓発をされるということでしたんですけども、それも本当にこれがいいのかということも慎重に行っていただきたいなど私は思っております。そのようにお願いしたいですということで、ひとまず大項目1は終わりたいと思います。

何かあれば。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 環境政策のことだけで申しますと、国と市の役割という部分の中では、環境基本法というのが最上位にあると思います。

我々、地方自治体の責務としまして、国の環境基本法の基本理念にのっとり、環境の保全に関して国の施策に準じた施策及び地方公共団体の区域の自然的社会条件に応じた施策を策定し、及びそれを実行するということが我々の役割となってございます。これについては、引き続き我々は適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） その適切の中に、先ほどおっしゃっていただいたような考えも入れていただきたいと思います。ありがとうございます。大項目1を終わります。

大項目2、森林環境譲与税の活用に向けた基本方針について、伺いたいです。

森林環境譲与税を用いた森林管理ということですが、まずその背景には、木材にかつては大きな価値があった時代があったんですが、国の方針で雑木林を用材林に転換することが推奨されてきたわけです。多くの山で、それが実行されました。その結果、その後、安い外国産材が入ってきたために採算が合わなくて、手入れがなされない人工林が増えてしまいましたということで、間伐遅れの過密な人工林を放置すると、保水性といった公益機能の低下とか土砂崩れといった問題が発生するために、国も責任を感じたのか、予算をつけて処理を促していこうということだと私は捉えております。

その前提認識を踏まえて、小項目①、市内過密人工林の管理について、伺います。どういった意図で行うのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 2番酒井議員の御質問にお答えします。

市内の人工林の管理についてというところだと思いますが、間伐が実施されていない人工林などは、基本的にはその管理や保全は所有者自身が行うものが大前提と考えております。しかしながら、森林の所有者の高齢化や、先ほど議員が申されたとおり、価格の面や林業事業者の不足などの理由により、森林整備が現在進まないような状況となっております。

す。

このようなことから、笠間市においても国の森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度に基づく森林整備を進めるため、人工林が多く伐採時期を迎えている福原地区、上郷地区を選定し、まず意向調査を実施したところでございます。福原地区につきましては令和4年度、上郷地区につきましては令和5年度に実施し、森林所有者から市への委託希望があった森林につきましては、林業経営に適するか・適さないかの現地調査を令和6年から3か年で実施しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。アンケート調査と現地調査を今、行い始めておりますということですね。

その後の段取りというのは、どういったことですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） この2地区の現地調査の結果により、林業経営に適する森林については、令和9年度から2か年かけまして、森林所有者との協議や整備に関する計画書の作成、この協議の中には、空家・空地問題なんかと同じように、所有者不明の問題とかも散見されておりますので、その辺を整理して計画書を作成し、令和11年度から笠間市が経営管理制度を使いまして、林業経営体へ経営管理を委託するというようなスケジュールで現在、予定しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。アンケートで意向調査を行いながら、現地調査、先ほどおっしゃったような不明者なんかも調べていくということですね。

ゾーニングををすると思うんですけども、お金になる森林とお金にならない森林、でも管理しなければいけない森林、その2種類と考えてよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 議員おっしゃるとおり、ゾーニングの中で林業という産業として活用できるような森林、そのほか今の杉の植栽がされた時期とは時代背景、林業に使う機械等も大型化しておりますので、林業に適さない森林に分けまして、そちらにつきましては管理保全を行っていくということで考えております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。地権者の合意を得たら市に管理を委託するという形になって、市が管理していくのかなと思います。お金になる山というのはしかるべき管理をすればいいと思うので、今話題にしません。

一方、お金にならないんですけども、でもお金をかけて管理をしなければいけない、そういった山林も今後、調査の結果出てくると思うんですね。そういったそっちを対象に話したいんですけども、そういったお金にならないけれどもお金をかけて管理しなければ

いけない、そういった山林に対して地権者の合意を得ながら事業を行っていくと思うんですが、効率的な管理方法があるので、こんなのはどうかと提案してみたいと思います。これも図解しないと何が言いたいのか分からないので、紙芝居を作ってきたんですけども。

私もこれを実践しているんですけども、鋸谷式間伐というものがありまして、鋸谷と書いて「おがや」と読みます。鋸谷さんという人の名前なんですけれども、その方が考えた間伐方法なんです。特徴としては、思い切って削ぎ間伐します。その結果、林床に光が入ってきて、地上に光が当たることで、植林しなくても勝手に幼木とか下層植生が生えてきますよと。その結果、公益機能である保水性とか、公益機能が復活します、そういったものなんです。思い切って削ぎ間伐するという密度管理と、切りっ放しというのが特徴なのかなと思うんです。つまり、省力による森林機能の回復といった手法だと言い得るのかなと思います。切るだけなので、余計なコストがかからない。お金にしようという発想じゃないので、これが一番効率的なんじゃないかなと思って、どうかと思います。

横から見た図なんですけれども、こういった一見外から見ると緑青々しているんですけども、中は薄暗くて、全然植物が生えてない、地表にも光が当たらないので、植物は生えません。その結果、保水性が低下して土砂崩れが起こったりとか、こういった山が今増えていますよということで、問題だから解決していきましようという話です。それをこうやって思い切って削ぎ間伐することで光が入ると、二層構造というんですか、下から勝手に植物が生えてきて森林機能が回復しますということです。

私も山を自分で管理しているので、鋸谷式に従って密度管理をして切って、特にここの竹林の部分なんかは、結構やっぱり竹は上のほうの日をすごく遮るので、徹底駆除を私はしたんですけども、その結果、竹が密生したところを全部切ったら、そこだけぽっかり特に光が差して、一斉に植物が生えてくるんです。これは多分2年後ぐらいに撮った写真なんですけれども、今撮っても葉っぱがないので分かりづらいので撮ってないんですけども、今年の夏はこれ以上もっと旺盛に植物が生えてくるんじゃないかと思っております。あと、いろいろな下層植生が生えて、植えてもないヤマアジサイが生えてきたりとか、小動物が増えたりとか、そういったことを確認しています。つまり、誰かが言っていたとか、人から聞いたとかではなくて、私自身この現象を確認しているので、有効性を目の当たりにしているので、その体験なんかからも勧められるというか、提案しております。

こういった鋸谷式を、全国でやっているところはないかなと調べたんです。結構、過去には行われていたところもあるんですけども、今現在は、例えばあるところでは間伐率が30%を超えてしまうと補助金が出ないからやっていませんとか、あるいは林業に力を入れている県とか自治体なんかだと、光がさんさんと降り注ぐようになるとやっぱり年輪が荒くなるということで、用材として脆弱なものになるということでやっていませんとか、そういう答えが返ってきたところがほとんどでした。ただ、過去に事業、施業を行ったと

ころの効果はどうでしたかと聞くと、やっぱりその下層植生も回復していて、公益機能は増えていますといった、そういった回答はいただきました。

それでいろいろほかの自治体の例を調べている中で、一番やっぱり興味深いと思うのは、愛知県豊田市が私は興味深いと思いました。過去に鋸谷さんと呼んでいろいろ試してみたということなんですけれども、現在、何をもって鋸谷式と呼ぶかはそういった表現の問題もあるんですけれども、鋸谷式ということは豊田も今やっていないということでした。ただ、過去に豊田では土砂崩れの事故があったりとか、自動車産業があるのでそれを守りたいという意味でも、この事故の再発防止にすごい積極的なんです。用材をお金に換えようという、そういうことはもう一切気にしないで、とにかく土砂崩れの再発を防ごうということで、公益機能の復活に力を入れているんです。森林管理はうちが日本一ですよと担当の方はそうやって豪語しておりましたけれども、豊田の担当の方に最も効率的な施業方法はどんなものですかと聞いたら、やっぱり結論としては強度間伐と切り置きだと言っておりました。鋸谷式と考え方は似ているのかなということです。

これは豊田の森林計画の資料から引用しているんですけれども、密度管理の部分で1ヘクタール当たり1,000本以下を目指して施業をしておりますと言っておりました。鋸谷式の密度管理は胸高直径、木の太さによって変えていくというものなんですけれども、これは豊田ではそういうことを考えないで、大体太さが似ているので、1本1ヘクタール当たり幾らという考えで施業すると言っておりました。そういうことで徐々に減らしていくと、森林機能が回復しておきますよということですね。1回に切る量が増えるので、こういった強度間伐というのは、その意味ではお金がかかるかもしれないんですけれども、10年ぐらい放置していいため、コスパはいいんです。市内でもこういった強度間伐を行って、これに即したような効率的な間伐を行って、全体を一気にやるのはいろいろ問題あるかもしれないので、実験的なモデル林を設けてみてはどうかなと私は思うんです。

譲与税をもらえるからといって、それで全部市内の全てを賄えるわけではないと思うので、効率的な予算の使い方にこういうものを実験的に行うというのは効率性に寄与すると思うんですが、聞いていかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 鋸谷式間伐の件についてという御質問かと思いますが、議員おっしゃるとおり、今までの林業の間伐の考え方というのは、皆伐、択伐、間伐という大きな三つ、林業としての中で用材を切り出すような事業が主立ったものと考えております。間伐の中にも定量間伐や列状間伐、これも用材を出すための間伐の方法でございますが、昨今いろいろな考え方が出てきておまして、自伐型林業であったり、議員おっしゃる鋸谷式の間伐であったりというところが出てきているという認識で、我々も鋸谷式につきましては着目している間伐の方法でございます。

モデルを設定してというよりも、今まさに上郷と福原で今後計画を立てていく中で、地

形や条件等を勘案して、用材を切り出すための林業をするゾーン、もしくはボランティアの方々の協力を得ながらやる自伐型林業を行うゾーン、あとどうしても使えないような急傾斜であったりとか林道から遠いとかということに関しましては、鋸谷式の間伐をモデルとしてやってみるといのも一つの方法論かと思いますが、今まさに調査を実施している中なので、調査が終わって実施計画に入った中で選択枝の一つとしては考えていきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。

その調査が終わるといのは、いつ頃ですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 調査が終わりますのは、令和6年から始まりまして、令和6年、令和7年、令和8年の3か年で調査を行っております。その中で、もう既に森林組合や林業経営体とは、そのエリア分けとか管理方法とかいうのを並行して協議を進めてまいりますので、その中で議論していきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。

調査結果が出るのは分からないということなんですか、いつ出るか分からないということ。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 現地に入ってその森林の状態がどうなのかというところのランクという言い方はおかしいですけども、ランク分けをしていく中で、既にここは無理だよなとかいうところは出てくると思うので、そのエリアのときにどういう方法が公益上必要な保全をするためにどの方法が一番最適なのかというところは、そのたび議論していきますので、令和8年の調査が終わらないと、ここはこれがいいとか駄目だとかという話ではない、随時やっていくという考え方でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） つまり、部分的には調査結果が出ると、そういうことですか。なるべく早く出たところで実施していただけるといいかなと思うんですけども、それも調査が出たらすぐに実行していただくほうが私はいいかと思うんですね。

つまり、切った瞬間に効果が出るわけじゃないんです。なるべく先行して、実験結果は得たいじゃないですか。そのために、なるべく早めに経営調査が出たところから、モデル林と私は表現していますが、そういった施業を部分的にもやっていくということで、検討いただけたらうれしいんですけども。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 我々もそのようなことを進めたいと考えておりますが、

いかんせん経営管理権を設定しなくてはいけないので、そこは随時タイミングを見ながら、今のところ経営管理権の設定の修正計画が令和9年度からとなっておりますので、それ以前であっても、地権者の合意が得られるとかそういうものがもしあった場合には、検討していきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。答弁を伺うと、やや積極的にやってくれるのかなという雰囲気は伺えるので、なるべく早くそういった実験結果が見られるというか、そういう箇所を設定して施業していただけると、私としてはうれしいなと思っております。どうか、その辺も含めて、最短でできる方法を検討していただけるとありがたいです。

まとめじゃないですけども、森林というのは、先ほどおっしゃっていましたが、やっぱりいろいろな公益機能というかそういうものがあって、林野庁のサイトにありますけれども、やっぱり命の源であって、森林を守ることは国民の生活、命を守ることだよと書いてありますけれども、私もそれと同じ理由で重視しているんですね。空気や水というのはやっぱり森から生まれるわけであって、その自覚のある・なしにかかわらず、都市部に住んでいる人もその恩恵を受けているわけなんです。市内水道なんかも水道の水なんかもその元は河川とか井戸から取っているわけなんですけれども、それも元をたどれば森林の保水機能があってのものなんです。それゆえ、森林管理というのは効果的に行ってほしいと思っております。適正に管理を促したいというか、促すとはおこがましいですけども、期待している、こういう提案をさせていただいております。

管理できない森林が増えるほど、やっぱりさっきの大項目1の話になるんですが、売ってしまおうという発想の人も出てくるわけなんです。今どき山を誰が買うのかといたら、その筋の人というか、よその人なわけなんです。地域の暮らしとか、市民の生活を守ろうということとは全然関係ない目的を持った人たちの手に渡ってしまうという可能性があるんで、そうならないように、適正かつ効果的な森林管理をしていただけるように、私は非常に期待しているというか、お願いしたいということで、終わりたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 笠間市の面積の約4割が森林ということでございますので、我々も森林管理、森林経営というものは大変重要なものだと考えております。

ただし、地権者がいるものでございますので、森林の所有者おのおのの考えは様々だと思いますが、今我々がやろうとしている経営管理制度につきましては、きちんと推進していく中で、今議員から御提案のあった鋸谷式というのも森林経営管理の中の手法の一つとしてとらえていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。本当に非常に期待しております。しばら

くしたら、またどうなりましたと聞きに行きますので、よろしくをお願いします。

それでは、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（畑岡洋二君） 2番酒井正輝君の一般質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、18日午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

なお、この後、2時から議員定数等調査特別委員会を開きますので、全員協議会室へ御参集願います。また、その後、清掃施設整備等調査特別委員会がありますので、よろしくお願いたします。

午後1時50分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 鈴 木 宏 治

署 名 議 員 川 村 和 夫